

# 利用に当たって

## 1 調査の概要

住民基本台帳に基づく人口移動調査は、県の人口及び世帯数の移動状況を明らかにするため、「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）」により住民票に記載された出生者及び消除された死亡者並びに転入者、転出者の人口移動又世帯について毎月市町村からの報告を取りまとめている

### (1) 調査期間

毎月1日から末日までの期間

### (2) 調査対象

住民基本台帳法により住民票に当該月中に記載された出生者及び消除された死亡者並びに転入者、転出者

### (3) 調査事項

イ 出生数・死亡数      ロ 転入者数・転出者数      ハ 世帯数

## 2 利用上の注意

### (1) 調査結果の表章の概略

人口と世帯数は、前年12月末現在の数値で、人口の移動者数は前年の1月1日から12月31日までの1年間の数値をまとめている

### (2) 推計人口と住民基本台帳に基づく人口の相違

推計人口においては国勢調査を基礎とした総人口が対象となるが、住民基本台帳においては住民基本台帳に登録されている人が対象となる

なお、推計人口の基礎となる国勢調査人口は、3か月以上そこに住んでいるか又は住むことになっている全ての人を対象としている

### (3) 人口移動調査と人口動態統計（厚生労働省所管）の相違

人口移動調査は、出生者及び死亡者について市町村の住民票に記載又は消除された月ごとにその件数を集計（届出主義）したものであり、人口動態統計は、出生者及び死亡者について発生した月ごとに集計（発生主義）しているため一致しない

### (4) 転入者数及び転出者数

県内（市町村間）移動に係る転入者数の県計と転出者数の県計は、理論的には一致するが、各市町村における転入届と転出届との間に時間的なずれがあることから一致しない。また、県計の転入者数及び転出者数は、本県と他県（国外を含む）間との移動者数のみではなく、県内の市区町村間の移動者数及び職権記載等を含む

### (5) 外国人の人口動態

平成24年7月9日から外国人も同法の適用対象となったことにより、平成24年の年報から外国人の人口動態の状況も掲載している

### 3 用語の説明

#### (1) 人口動態

人口増減数 = 自然増減数 + 社会増減数

人口増減率(%) = 人口増減数 ÷ 当該年の前年の12月末人口 × 100

性比 = 男性の数 ÷ 女性の数 × 100

#### (2) 自然動態

自然増減数 = 出生者数 - 死亡者数

自然増減率(%) = 自然増減数 ÷ 当該年の前年の12月末人口 × 100

出生率(‰) = 出生者数 ÷ 当該年の12月末人口 × 1000

死亡率(‰) = 死亡者数 ÷ 当該年の12月末人口 × 1000

出生者数 : 出生届又は出生の通知により住民票に記載された者の数

死亡者数 : 死亡届又は死亡の通知により住民票から削除された者の数

#### (3) 社会動態

社会増減数 = 転入者数 - 転出者数

社会増減率(%) = 社会増減数 ÷ 当該年の前年の12月末人口 × 100

転入率(%) = 転入者数 ÷ 当該年の12月末人口 × 100

転出率(%) = 転出者数 ÷ 当該年の12月末人口 × 100

移動者数 = 転入者数 + 転出者数

移動率(%) = 移動者数 ÷ 当該年の12月末人口 × 100

転入者数 : 住民基本台帳法に基づく転入届により住民票に記載された者及び同法に基づき職権で住民票に記載された者の数

転出者数 : 住民基本台帳法に基づく転出届により住民票から削除された者及び同法に基づき職権で住民票から削除された者の数

#### (4) 「職権記載」及び「職権削除」について

「職権記載」及び「職権削除」とは、転入・転出届出がない者について、市区町村が実態調査等により住民票に記載又は削除したもの

#### (5) 表中の符号

0, 0.0 …… 表章単位に満たないもの

▲ …… 減少を示す

- …… 該当数字がないもの

#### (6) 広域圏の区分

仙南圏 白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡 (2市7町)

仙台都市圏 仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亶理郡, 宮城郡, 黒川郡 (6市7町1村)

大崎圏 大崎市, 加美郡, 遠田郡 (1市4町)

栗原圏 栗原市 (1市)

登米圏 登米市 (1市)

石巻圏 石巻市, 東松島市, 牡鹿郡 (2市1町)

気仙沼・本吉圏 気仙沼市, 本吉郡 (1市1町)